

情報通信審議会 情報通信政策部会（第27回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年7月19日(木) 11時00分～12時15分

於、第3特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

村上 輝康（部会長）、後藤 滋樹（部会長代理）、大山 永昭、長村 泰彦、
関根 千佳、高橋 伸子、高畑 文雄、滝 久雄、土井 美和子、長田 三紀、
安田 雄典、村井 純（臨時委員）

（以上12名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）、中田 睦、（政策統括官）、
河内 正孝（審議官）、松井 哲夫（審議官）、奥 英之（放送技術課長）、
吉田 真人（放送政策課長）、小笠原 陽一（コンテンツ流通促進室長）、
吉田 博史（地上放送課長）、三田 一博（地上放送課企画官）、
山腰 明久（デジタル放送受信推進室長）

(2) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問事項

ア.「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に
ついて（平成16年1月28日付け諮問第8号）

イ.「デジタル・コンテンツの流通の促進等」について（平成13年3月28日付け
諮問第3号及び平成16年1月28日付け諮問第8号）

開 会

○村上部会長 定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会、第27回の会議を開催させていただきたいと思います。

本日は、委員17名中11名が出席されておりますので、定足数を満たしていることを確認させていただきたいと思います。

まず、会議に先立ちまして、先日総務省におきまして人事異動があったということで、総務省の方は順にごあいさつをお願いします。

○小笠原情報通信政策局長 7月6日付けで情報通信政策局長を拝命しました小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

○中田政策統括官 同じく、政策統括官を拝命いたしました中田と申します。よろしくお願いいたします。

○松井審議官 7月10日付けで情報通信政策局担当の審議官を拝命しました松井でございます。よろしくお願いいたします。

○小笠原コンテンツ流通促進室長 引き続きでございますが、コンテンツ室長の小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田地上放送課長 7月10日付けで地上放送課長を拝命いたしました吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○三田地上放送課企画官 7月17日付けで地上放送課企画官を拝命しました三田と申します。よろしくお願いいたします。

○山腰デジタル放送受信推進室長 引き続きでございますけれども、組織が7月1日付けで変更になりました、デジタル放送受信推進室長の山腰でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河内審議官 それから、7月10日付けで官房審議官を拝命いたしました河内と申します。主に放送を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉田放送政策課長 引き続きでございますけれども、放送政策課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○奥放送技術課長 7月10日付けで放送技術課長を拝命した奥でございます。よろしくお願いいたします。

○今林情報通信政策局総務課長 総務課長を拝命しました今林でございます。事務局を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○村上部会長 ありがとうございます。

議 題

ア.「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について

(平成16年1月28日付け諮問第8号)

○村上部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日は諮問事項に関する中間答申（案）につきまして審議を行いたいと思います。中間答申に関する憶測を避けるためということで、情報通信審議会議事規則第9条第2項の規定に基づきまして、各案件とも非公開にて審議を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、平成16年1月28日付けの諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、地上デジタル放送推進に関する検討委員会の主査であります村井臨時委員から委員会での検討結果の報告を行っていただきたいと思います。それでは村井臨時委員、よろしくお願いいたします。

○村井臨時委員 それでは、お手元の資料27-1-1をベースにご説明させていただきます。地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けての役割ということでございまして、検討委員会では、部会長からのご紹介がありましたように、2011年、デジタル放送全面移行を実現するための課題についてということで、さまざまな角度から検討させていただいたということでございます。

それで、今回は前回からの差分としてご報告させていただきますと、それぞれの立場の専門の委員の方に参加していただいたんですけども、実際にはこれだけ迫ってまいりますといういろいろなリアリティーが押し寄せてまいりまして、そのときに、もちろん消費者の立場は大変重要になってきます。それから、今度は電気屋さんにも地上デジタルというのはいろいろなことをお願いしなければいけないので、その実際の過程であるとか購買であるとか、そここのところを担っていらっしゃる、そのときに伴う工事であると

か、そういったいわば消費者の直接のご意見を一番伺っていただいているのは流通関係者の方だということで、そういう意味では一番現場感のある方だということで何度かオプザーバー、それからいろいろヒアリングに参加していただいていたんですけれども、今は専門委員として参加していただいて、工事、それから工事体制だとか周知広報、そういう視点でも進めさせていただいたということが体制的な変化でございます。

それで、先週13日に開催しました委員会で答申案についての方向性をご理解いただいたことを踏まえまして、本日も報告させていただくということでございますので、私としましては検討委員会の委員から本日まで追加いただくご意見、それから本日皆様からいただくご意見を踏まえまして、答申を取りまとめさせていただきたいと思っております。

それでは説明に移りたいと思います。

まず、総論で、柱としては、第1章が地上デジタル放送に係る全体の課題、2、3章は送信側の問題です。4、5章が受信側の問題、6章が周知広報、7章、公共分野への利活用、8章は終了に関する問題となっております。

めくっていただきまして、全体の背景としましては、アナログが停波するということで4年を切りましたので、最終段階と言っていいと思うんですけども、それまでの、これからの取り組みをどうするかということになります。1ページの現状認識というところがありまして、基本的にはアナログ放送がカバーしていた世帯の大体99%以上がケーブルテレビや共聴を含む方法によってデジタル放送でカバーされる見通しということを得ています。しかしながら、100%はどうやったら実現できるかということで、そこに対する大きな検討課題があるということでございますし、中継局建設等の取り組みだとか、補完的な措置の検討が必要になるということになります。

それで、受信側の課題といたしましては、今の受信機の世帯普及率が27.8%ということで、これはことしの3月の総務省調べで、計画に沿っているということで推移しています。しかしながら、受信機の価格でありますとか、いろいろな状況、これはマーケットですから、それによってどういうふうにダイナミックに推移するかということは非常に予測がしにくいといえますか、難しいところではないかと思えます。そういう意味では受信機器はいろんな多様化とか低廉化が進むと思われまして、それから一方では、アナログテレビをまだ持っていて、それに対して、デジタル放送を受信するような簡易チューナーといえますか、アダプターといえますか、そういうものがどういうタイミン

グでどう普及するか、あるいはどういう価格で普及するかというあたりも大変大きな課題になるだろうということでございます。

それから、辺地共聴施設の改修というのは、国の支援措置が講じられまして、全国1万8,500あるとされる施設をこの4年間で改修するためにはいろいろな性格上、支援措置の改善とか工事の推進の取り組みが必要になるということでございます。

それから、周知広報ですけれども、これもさまざまな形でご存じのように進められているわけですが、2011年停波の認知というのが昨年ご報告したときには32.1%というデータがございました。ことしの3月では60.4%に向上していますので、そういう意味では2011年に停波するんだという事実の認識は大変広がっているわけですが、これが具体的にどういうインパクトがあるかとか、どういう行動を起こしていただくかという視点では、よりきめ細かい周知広報、相談体制といったいろいろな意味での情報共有が大変重要になるということでございます。

めくっていただきまして、2ページのところで、デジタル化によって停波するんだということの広報といいますか、周知は進んでいるということでございますけれども、今回、先ほどの電気屋さんといいますか、いろいろなきめ細かい、小売の方々の現場の声も大分聞くことができまして、そうしますと、これは今さらのようですが、じゃ、何でデジタル化になるのという感覚の質問は、やはりある意味でリアリティーが近づいてくるとそういった疑問もまたリビジットして出てくるということで、そういう意味では周波数の有効利用であるとか、さまざまな移行の本質的な意義も再びきちんと伝えられることが必要ではないかという議論がございました。

それから、主体の役割という視点ですけれども、国はデジタル化全体に対して関係者を束ね、推進する役割を担うということがございますし、放送事業者は電波の送信主体として100%カバーを目指していくということがあります。それから、メーカー、流通、地方自治体のあらゆる分野の役割があるということで議論されました。今回はそういった中で、ほんとうにこの過程の中でどういうふうにその日を迎えるかというイメージの具体的な議論が大分できるようになりましたので、それぞれのステークホルダーの役割といいますか、そういうことがより具体的に議論されるようになってきたということで、そういう方向で議論が進んでいるということでございます。

それから、もう一つは、この地デジの取り組みが、そうやってまいりますと、ステークホルダーというのはたくさんの方にかかわってくるわけですし、例えば病院の中のテ

レビはどうか、車の中のテレビはどうかいろいろありまして、これを全部考えますと、役割としては、先ほどステークホルダーという言葉を使いましたが、総務省だけではなくて、関係するほかの省庁との連携といいますか、政府全体として取り組むべきという議論もされましたので、そういった意味での声を反映していく形で進めさせていただいているということでございます。

それから、2011年の集中問題というのがありまして、受信機の機器の購入だとか工事が2011年に入ってから集中していくと対応できなくなるというのは非常に予想することができるわけですが、その実態は、やはり現場の工事の方とかが必要になります。基本的には2010年までにやれることをやっておいて、ほんとうに最後の積み残しがあれば2011年に対応することとか、それまでに對するプロセスをどうするかということも議論が出ました。

3ページを見ていただきますと、これは中継局の整備に関する取りまとめでございます。第3次の中間答申では国、放送事業者その他の関係者が、電波で直接受信していたか否かを問わずに、アナログ放送時の受信者、視聴者が全部デジタル化されても放送が視聴できるように役割を果たしていくというのが基本として考えられていたわけです。そういった中で、デジタル中継整備に関しましては、民間放送事業者の自助努力で整備していくのが基本だということで、放送事業者がいろいろな形で努力していただいていることが報告されていますし、そのプロセスが進んでいるということでございます。一方では、そういう努力にもかかわらず、いろいろな建設の見込みが立っていない中継局とか地域がございますので、そういった意味で、来年度以降も引き続き中継局の建設について、いろいろな財政上の措置等々を検討していくということで進めているということでございます。そのためのベースになる原データというのが中継局ロードマップで、こういったものもクオリティーといいますか、中継局ロードマップが何をどう表現していくのがいいのかということの適正化といいますか、インプローブメント——改善というのも放送事業者の方を中心に非常に積極的に進めていただいているということでございます。

それから、補完措置が4ページのところに書かれておりまして、IPの同時再送信というのは、地上波中継局の補完措置として、条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とするための有効な手段として考えられていまして、その実用化に向けた取り組みを進めているところでございまして、これは実験等々を含めましたプロセスが3

次答申の方向に向けて進んでいるということでございます。

それからセーフティーネットという言葉は、衛星でということ、いろいろところで、先ほどのIP同時再送信や、それから先ほどの今までの放送事業者の努力でカバーできないところがあるのは理論的にはやはり避けられないことになります。そういったところで、それでもアナログ放送を受信していた国民が、引き続きデジタル放送を受信できるという最初に申し上げた原則からいきますと、衛星を使って全国をカバーするようなセーフティーネットを講ずることが検討できるだろうということで、それがこの4ページ後半に書いてあることでございます。

5ページを見ていただきますと、先ほどちょっと申し上げましたが、最後にアナログ受信機がまだあるだろうと。そうしたら、それに対して、デジタル放送を受信して従来のアナログテレビを生かして見るということが、もちろん画像、機能等は制限を受けるわけですが、そうやって進めるための方法論があるだろうと。具体的には、非常に安い値段のチューナーができて、それが手軽に入れるようなときがあれば、そういったことが生きてくるだろう。このときに、どういうメッセージを出せばいいのかというのが大変難しいところございまして、つまり、デジタル放送にいくほんとうの意味の中にあるいろいろなことがあります。周波数の問題というのは、デジタル放送になってしまえばいいわけですが、その中で、例えば画像の質であるとか、あるいはデータ放送を利用した緊急通信であるとか、教育の体制といったこともございまして、デジタル放送へのメリットはたくさんございますが、その中で放送はこういう安いアダプターで受信できるのだという体制を整えていくことは、さっき申し上げたように最後の瞬間に大変重要になるわけですが、そのメッセージはどのようなタイミングでどう出すのかというのはいろいろな議論がございます。

というわけで、そのあたりのタイミングと準備——技術的な準備は実際には大分進んでいるので、そういう意味での体制が整いつつあるのは大変頼もしい状況ではないかと思っておりますけれども、そういった進め方の中で、ある意味での政策的な配慮は必要ということでございます。

それから、アメリカ等々でのFCCのメッセージによりますと、これはまだ具体的に進んでいるわけではございませんが、受信機購入に対する支援の具体策を公表してはおりますけれども、そういった意味での支援が必要で、従来のアナログテレビはそういった簡易アダプターが必要で、かつそのことに対する非常に手厚い支援が必要だという状況が

ございまして、それに対してはどうするかということの中で、平成20年夏までに検討して公表すべきだと提言しています。

それから、6ページを見ていただきまして、共聴施設の改修等の件でございまして、辺地の共聴施設、それから集合住宅の共聴施設、受信障害対策の共聴施設の問題を含めまして、この改修時期の平準化の取り組みを図ることが必要になってまいります。工事がかかわることは全部そうですけども、これを集中して全部やるということはとても高価になりますし、ある意味できなくなりますので、そういう意味での平準化が必要になるということでございます。そのためには、状況を把握して、それからデジタル改修の進捗状況を把握して、それで正しい計画を立てるということでございますので、そのための具体的な体制を本年秋までに構築すべきだとしているということでございます。

7ページ目は周知広報に関してのことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、改めまして、なぜデジタル化を進めるのかという周知広報が必要だと。特に、もう始まって、現在デジタル放送が身の回りにある状況の中で、そのことが具体的に必要になる、あるいは別のメッセージになるかもしれないといったことでございます。それから、この1年間で受信の状況の具体策が進んだだけではなくて、例えば、携帯電話でのワンセグの受信であるとか、いろんなことが起こってまいりまして、そういう意味で、いろいろなタイプの多様な電気通信のデバイスであるとか、ITSのような自動車であるとか、新しいサービスであるとか、そういうことが発展してまいります。そういう中での地上波の発展と、そういう状況での周波数の割り当ての重要性がわかりやすくなっている社会的状況がある中で、周知広報をよりアップ・トゥー・デートで洗練された方法でできるだろうという趣旨でございまして、そういったいろいろな体制を進めていくということで、受信相談の地域レベルでの相談体制など平成20年中に整備することを提言しているということでございます。

8ページをごらんいただきまして、公共分野への利活用ということの中で、データ放送や携帯向けのワンセグといったことも含めた地上デジタル放送を公共分野で活用するための実証実験を行っています。そのことで、その結果をどういうふうに生かして、公共性の高い情報を提供することの有用性を進めていくかということは大変大きな課題になるということでございますので、その実証実験の結果を生かして、公共的な利活用をどうやって進めていくかという議論が行われたということでございます。

それから、9ページはアナログ放送の終了に当たっての課題ということで、先ほど申

上げましたように4年を切る——まだ切っていませんが、2011年7月ですのでちょうど今4年ぐらいですか。それで、終了に当たっての混乱をどう最小限にするか。混乱があってはいけないとは思いますが、とにかくこれは突然来る。7月24日ですから、想像するのは大変難しいことですが、非常に工学的なプロセスを慎重に考えていく必要があるということをごさしまして、そういう中で、例えば予行演習というか、リハーサルから発見していくことが大変大事ではないかということをごさします。あらゆる主体が参加して、そしてそこで初めてわかることがたくさんあると思いますので、そういう課題を抽出して、それに対する対応をとっていくことをできるだけ早く、今は全国で地上放送が始まりましたので、そういった環境が整ったと考えることができると思います。

そういう意味では、官も民もそれぞれのプレーヤーが主体的に取り組めるように、あるいは省庁としても、総務省だけではなくてあらゆる省庁が参加するよということ、民も——民というところの議論では放送事業者、メーカーが民だということが出てくるとは思いますが、実際にはテレビを見ている方々や家族の中で、アンテナ1個をだれがどう差すのかとか、差しかえるのかというので、これはお子さんがやっていたりお父さんがやっていたりする。2011年に、電話をかけたなら工事の人が来ないから、お父さんがみんな屋根の上に登っちゃった、間違っちゃったみたいなことがないようにするためには、やはり慎重なエンジニアリングが必要ではないかという議論をごさしまして、そういう意味で、アナログをどういうふうに終了するかという大きな課題に関して、具体的な計画をきちんと立てることが必要ではないかということで、これも平成20年夏までに計画を立案して、公表・周知していくべきだと提言しているということをごさします。

以上が私からの説明になります。

○村上部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきましてご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思ひます。はい、どうぞ。

○安田委員　　前にも申し上げたんですが、散歩なんかして見ていると、UHFのアンテナがついていないところが結構あるように見えるんです。UHFのアンテナ自身は今の計画でいいわけですね。前倒しでやることはできないんですか。

○村井臨時委員　　全くそのとおりで、今回具体的にはビックカメラの、大型販売の方と

小売業界の方の両方をお呼びして、今先生がおっしゃったような実態をきめ細かに報告していただきまして、やっぱりそういったところで大変重要な、アンテナのことがかなり気になります。というのは、ほかの国を参考にすると、アンテナは変えなくていい地上波に移行できる場所もあるんです。日本はアンテナを変えなきゃいけないので、これに対する対策が確かにいるということで、できるだけ先生がおっしゃるように早目にいったほうがいいたろうというのがある。

もう一個ちょっと怖いことがあって、今はアナログと地上波の両方で放送しているんです。それで、地上波テレビを買うじゃないですか。先生がごらんになった、アンテナが立っていない、それでデジタルテレビを買っているわけです。見ていて、見えているからこの方たちはデジタル放送を見ていると思っている人がいっぱいいるんですって。そうすると、実はアンテナが立っていないので見ているわけではないんだけど、同じ放送内容だから今はアナログを見ているも見えているんだと思っちゃうんです。そういう方がいらっしゃるといって報告をやっぱりそのときいただきまして、だからさっきの予行演習みたいな、あるとき、これはアナログ放送ですとアナログ放送に入れておいていただければ、そういう方は気がついて、あれ、うちのアンテナはどうなっているんだと考えていただけるかなと思うんです。例えばそういうこともほんとうはやっていただくとうかかなと。委員会のときにそこまでは言っていないですけど……、言ったか。委員会で言っていないことを言うのは反則ですから、一応その議論はしたと思います。

○村上部会長　問題提起はあったということですね。

○村井臨時委員　だけど、とにかく今おっしゃったことは大変重要です。だから、やっぱり小売店の方が協力していただけるとちょっと頼もしいかなと思います。

○村上部会長　ありがとうございます。

○土井委員　では2点ほど。私も委員会の席上で申し上げたことなんですけれども、今お話があったように、具体的にやっていくことの中の1つで、例えば2ページのところでほかの省庁にも協力していただくというお話がありましたが、今回の地震でも小中学校に退避されていますけど、やっぱりああいう小中学校がまず一番最初にデジタルに切りかわっていく。そうすると、いつ何どき何があっても安心してそこにみんなで……。2011年にアナログが停波したときに、地震が起こって小中学校に逃げたけど、そこでアナログが受信できなくてというばかみたいなことがないというのを、やっぱりきちんと国として担保すべきと思っています。逆に、そうしていくことで、工事の早期前倒

しも計画的に行っていけないかと思っております。

あともう一点が、1ページ目のところでアクションプランという話がありますけれども、今お話があったアンテナを足せばいいんだとか、そういう具体的な事例をもう少しインターネットなどに載せていただいて、例えば戸建てだと何をすればいいのかとか、マンションとか、そういうところに住んでいらっしゃる方は一体何がどうなっていれば使えるのかとか、やっぱりもう一步踏み込んで具体的なユースケースがわかると、じゃ、自分はどうしたらいいのかということもより具体的にご理解いただけるのかなと。そういう意味では、周知広報とともに、具体的なユースケースに踏み込んだ提示も必要かなと思っております。

○長田委員　2010年までに大体準備を終えてほしいということなんだと思いますけれども、そうなりますと、先ほどの話では、来年の夏ぐらいに生活保護世帯の支援策とか、いろんな具体的な策が出てくる。それまでの、どういう選択肢があるのかということもまだまだ明確になっていない段階では、これからの1年間はやっぱり消費者としては待つ状態になるんだと思います。

2008年の夏に、そういう具体的な支援策とか、それから先ほどのチューナーだけつける提案とか、いろんなものが出そろうんだということ自体も知らない方々は大勢いらっしゃると思います。そういう意味での具体策で、アンテナだけ先に変えておくとか、そういうことをやろうと思うような状態に全くまだ国民はなっていないんじゃないかと思っておりますので、とにかく早い段階で、2008年の夏には、これだけ全部選択肢が出せますということを広報していただきたいと思っております。

それから、その場合に、2010年までに準備しようと思っていて、2011年にどーんと受信機が安くなったりとか、いろんなことをやっぱり考えてしまいますので、ぎりぎり待ちたいというのはほんとうに普通の発想だと思います。その辺も、それ以上上げるなということを言っているわけではなく、きちんと準備して、早目早目にやった人が損をしないプランを立てていただきたいと思っております。

それから、アンテナの工事が必要だということで、特に東京などでは非常に必要だと聞いておりますけれども、ほんとうにそのことは知られていないし、アンテナの種類に関しても、パラボラアンテナがついている人はそれでいいと思っているんだと思うんですが、委員、どうでしょうか。

○村井臨時委員　パラボラアンテナは、セーフティーネットにしか役に立たないです。

○長田委員　　ですよね。ですが、私の周りの人でも、うちにはパラボラがあるからと、何人もの人に言われます。ですから、その辺もUHFのアンテナと言えは皆さんはおわかりになるかもしれませんが、普通の人にはわからないということもぜひ強調してお伝えしたいと思います。

それから、消費者被害のところで、悪質商法に関しての周知広報ということが書かれているんですけども、悪質商法だけではなく、説明不足などにおいてのいわゆる消費者被害というのはじわじわと広がってきていると思います。そういう場合に、どういう解決策ができるのかということ放送法なり何なり、総務省できちんと消費者保護ルールのようなものが明示されないと、消費者センターでは、非常に相談の現場では苦慮していて、なかなか解決が難しいという話も聞いておりますので、ぜひその辺の意見、今回の検討のところにそういうお立場の方がお入りになったと思いますけれども、より現場の声を聞いていただいて、何をすべきなのかということをもう一度総務省としても考えていただきたいと思っております。

○村上部会長　　ありがとうございます。

○関根委員　　私も2つございます。今はおっしゃられたとおりで、消費者の側としてはぎりぎりになればお国がきっと安くしてくれるに違いないと思込んでいるところがありますし、直前になったらきっと安いものがたくさん出てくると買って買い控えをしているような雰囲気があるんです。ですから、これも先ほどおっしゃられたとおり、例えば航空券の早割のような形で、早目に買った方が損をしないというようないろんな施策が必要ではないのかなという気がしています。ぎりぎりになったら大変だよというメッセージがなかなか国民の側には伝わっていない気がするんです。先ほどFCCのメッセージの話を出されましたけれども、待っていたら何か支援策があるんじゃないかと期待している向きがとても感じられます。これを何らかの形で平準化していく動きが必要ではないかと思えます。

それと、2つ目なんですけれども、このところちょっとかまびすしくなっておりますデジタル放送の再送信の話で、やはりアナログからデジタルに変わっていくところで、ケーブルテレビに対して再送信を許可しないという動きが民放連などでいろいろございますが、そうなったことによって、これまで見られていたものが見られなくなったという地域の方々の中からは、デジタルになったらいろんなものが見られると思っていたのにと、デジタル化が進むことへ恨みの声が上がってきているという、全く政府の方針と

しては逆行する動きが出てきているわけです。こういうことになってはつまりませんので、民放連とケーブルテレビが闘っている状態というのはやはりよろしくないと思います。

それから、やはり放送に携わっていただく皆さんは、2011年の停波に向けて、デジタルが進むことによって国民はメリットを受けるんだというメッセージを共同で出していただくような動きというものも、政府のほうから支援していただければと思います。

○村井臨時委員 ケーブルの再送信をとめるということはあるんですか。

○小笠原情報通信政策局長 担当課長がきょう出席しておりませんので、状況だけお話しさせていただきますと、現在、関根委員のほうからもお話がございましたように、再送信をするケーブルテレビ側と、もともと放送を出しております民間放送事業者側との間で、さまざまな形でデジタル放送の再送信をめぐる協議が行われております。中には、協議が事業者間では調わなくて、総務大臣の裁定を求めることもございまして、実を言いますと、この審議会の有線放送部会でご審議をいただいているところでございます。

○村井臨時委員 わかりました。多分、今とまるということはまだ起こっていない気がするんだけど、1つはパススルーという、同じデジタル放送のテレビを買ったときに、そのまま家中の回線でテレビが見られるというのを、デジタル放送の周波数をそのままパススルーするために機械を変えなきゃいけないというのがあって、それがおくれるので、パススルーの信号がおくれてきたために、デジタル放送のテレビを買ったのにデジタル放送のチャンネルは映らないという状況が起こっているのは私は技術的に知っているんです。それは機械が直れば順次変わっていく。私の家もそうでした。だから、パススルーがおくれるので、とまったように見えるという事実はあるかもしれない。

○小笠原情報通信政策局長 ちょっと申し上げますと、もちろんケーブルテレビはもともと難視聴解消ということで始まった経緯もございますので、放送区域内では当然のこととして放送事業者も再送信は同意している。ただ、放送区域外、例えば現在裁定申請が行われているのは、福岡県の放送を大分県で受信し、アナログ放送で再送信している場合がございます。それをデジタル放送でも、例えば大分県の方が福岡県の放送を引き続き見たい、あるいはケーブル事業者としてはそれを引き続き提供したいという要望に対して、民放事業者のほうは、デジタルではまた別ということで現在裁定ということになっております。

○村井臨時委員　そうですね。それは僕のところに個人的にも大分来ています。今までは県境を越えて山の向こうのが見えていたのに、それがデジタルで見られなくなるというのはどういうことだということも含めて、多分ケーブルが県境を越えたサービスを実態的にはやっていたときに、それがとまっちゃうのはどうなのかというのはあると思います。わかりました。

それから、その前の、ぎりぎりまで買い控えて最後にとというのは、ちょっと前に出た読売新聞のアンケートで、いつデジタルテレビを買いますかというので、オリンピックのとき、ワールドカップのとき、六十何%が最後の瞬間と書いた。だけど、それはやめてくれという感じがしますので、何とかその対策は考えなきゃいけないと思います。

○高橋委員　この問題は、やはりリスクをどれだけ回避するのかということと、それをやってもトラブルは必ず起きると思いますので、トラブル対応の体制を万全にすることが大事だと思っています。そのリスク回避の点では、いろいろ技術的なことはもちろんあると思うんですけども、先ほどなぜ地デジなのという理解納得のところ国民に至っていない。今のテレビコマーシャルを見ていても、移行するということはわかったんだけども、よく考えると、自分でお財布を開こうとするとなぜなのという問題が必ず出てくるんです。ですから、それがほんとうになぜなのか、納得できる理由があるのかどうか私もちょっとわからない中で申し上げざるを得ないんですけども、猿でもわかると言わないまでも、子供でもわかる、だれでもわかるというものをきちんとつくって、今のようなテレビコマーシャルじゃないものをいろんな手段で流していただかないと、周知広報したことにはならないんじゃないかと思います。

トラブル対応は、トラブルを防ぐための消費者教育的な部分、あるいはメディア教育というのは非常に大事だと思うんですけども、消費者教育の分野でもいいけど、通信に関するものを学校でもICT関係の教育はものすごくやっているんですが、この当たり前のライフラインとも言えるテレビに関する部分を総合学習の時間でやっているというのはあまり聞いたことがないんです。ですから、ほんとうに2011年7月24日にとまるということなのであれば、ちゃんと政府が対策本部を立てて、各省庁はそのために何ができるかということをやるといふ体制をとらないとだめだと思います。

私は内閣府のほうで多重債務者対策本部の委員をずっとやらせていただいたんですが、ほんとうに8.5人に1人が多重債務者だという状況に至って政府が腰を上げたということで、各省庁がそれぞれ何ができるのかをみんな持ち寄るといふことと、今一番有

効に動き出したのは、自治体に向けて総務省と金融庁が一緒になっているような働きかけをして、自治体の中で対策協議会をつくって、具体的にそれぞれの地域に合った状況で何ができるかということをやっているんです。ですから、それに対する対策プログラムと、それから具体的なQ&AのようなマニュアルをDVDまで含めてつくっているということがありまして、多重債務も重要なんですが、それ以上に国民のほとんどに関係するテレビに関して、今そういう取り組みがなされていないのは非常に残念でございまして、ぜひ子供とか大人とか情報弱者である高齢者とか、あるいは地域も都市と山間部で違うでしょうし、住居も一戸建てと集合住宅で違うし、そういうきめ細かな対応をすぐにやるような形を政府としてとっていただきたい。それを、この情報通信政策部会、審議会としてもきちんと上に上がるようお願いしたいと思います。以上です。

○村上部会長　　ありがとうございました。非常にきめ細かいご提言をたくさんいただきました。村井臨時委員、本日の皆様のご意見も踏まえて、取りまとめの作業を進められて、再度当部会にご報告をお願いしたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

イ。「デジタル・コンテンツの流通の促進等」について

(平成13年3月28日付け諮問第3号及び平成16年1月28日付け諮問第8号)

○村上部会長　　もう一件ございまして、次に、平成13年3月28日付けの諮問第3号及び平成16年1月28日付けの諮問第8号「デジタル・コンテンツの流通の促進等」につきまして、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の主査であります村井臨時委員から委員会での検討結果の報告を行っていただきます。

それでは臨時委員、よろしく願いいたします。

○村井臨時委員　　こちらは、資料27-2を用いまして、ご説明させていただきます。

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会は、昨年9月に第1回の会合がございまして、本日までに20回開催し、検討を重ねてまいりました。本日は、中間答申に向けて2つの課題、1点目はいわゆるコピーワンスに関する課題、2点目はコンテンツ取引市場の形成という課題でございまして、当委員会における検討結果、それから提言すべき概要をご報告させていただきたいと思っております。

検討課題、それから委員会の審議において配慮した事項は、前回この場でご報告させ

ていただいておりますので省略させていただきます。本日は時間の関係で、中間答申すべき基本的な方向性を中心にご報告させていただきます。それから、前回ご報告させていただいたようなさまざまな情報、検討の経緯は、大分厚くなっておりますが、資料の後半についておりますので、そちらをご参照いただきたいと思います。

まず、1-1とページが振ってあるものをご覧いただきたいと思います。このページにはいわゆるコピーワンスに関する基本的な考え方が書いてあります。囲みの中に書いてあります3つの点というのが、委員の皆様の間で大体の共通認識を持っている内容でございます。それらは、コンテンツ大国にふさわしい、多様で豊かなコンテンツを尊重し、適切に保護していくという点、視聴者への利便性の配慮という点、放送のデジタル化との関係という3点でございます。資料にはコンテンツへのリスペクトと書いてありますが、その中で、コンテンツに関する制度やルールの在り方は大変重要でありまして、知的財産戦略本部、文化庁文化審議会、日本経済団体連合会、といった場で、コンテンツ大国の実現に向けたいろいろな検討がされています。それらどの場でもクリエイターに対する適正な対価を確保し、創造のインセンティブを維持することは共通の基本的な姿勢となっておりますので、それぞれの検討組織の役割に応じて、具体策の提言に向けた議論がされているということが背景としてございます。そういう意味では、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会での議論もこうした流れの一環に含まれております。中間答申に当たりましては、この共通する基本的な姿勢を明記し、その考えに沿った具体策の提言に努めるように議論を進めてきました。

資料の1-4をご覧下さい。ここからがコピーワンスの具体案でございます。すでに新聞等各種メディアに出ており、先ほどもお話したところですが、以前の政策部会でご報告させていただいたように、4つの選択肢まで議論を整理し、採択すべき選択肢について議論を続け、前回7月12日の検討委員会までに一定の整理をすることができた、というご報告をさせていただきます。

まず、基本的な方向性については、現行の方式であるコピーワンスの改善という課題について議論を始め、Copy One Generationと一定の制限という考え方を基本としました。具体的にはデジタル・チューナーとハードディスクが1つの筐体に入っている場合、つまり録画できるハードディスクを含むデジタル・チューナーにCOG (Copy One Generation) という状態で、録画された放送番組に関しまして、そのハードディスク付きのデジタルチューナーに付いているDVDレコーダーや、あるいはDTC P、すなわ

ち i . L I N K であるとか I E E E 1 3 9 4 と 言 わ れ て い る、基 本 的 に は 家 庭 用 A V を 相 互 に つ な ぐ 標 準 の 接 続 方 法 を 活 用 し コ ン テ ン ツ が 通 っ て い く ル ー ル を D T C P と い う の で す が、こ の D T C P の 伝 送 路 を 通 じ て、外 部 の 機 器 に 出 力 さ れ る 回 数 に 関 す る 一 定 の 制 限 と い う 意 味 で す。も う 一 度 申 し 上 げ ま す が、ハ ー ド デ ィ ス ク レ コ ー ダ ー に 録 画 さ れ て、そ の ハ ー ド デ ィ ス ク レ コ ー ダ ー に つ い て い る D V D に 書 く 場 合 と、ハ ー ド デ ィ ス ク レ コ ー ダ ー と I E E E 1 3 9 4 の 標 準 の A V - B U S で つ な が っ て い る 機 械 に 出 力 さ れ る 回 数 に 制 限 を つ け る 方 向 で 考 え る と い う こ と が 基 本 的 な 考 え 方 で ご ざ い ま す。

では、制限する回数はどうすれば良いのか、ということが次の課題でございます。ここで申し上げている回数に関する議論は、要するにいままでの「コピーワンス」において、ハードディスクに録画したコンテンツは絶対にコピーをできなかったことに対する問題意識から生じております。それに対してどのように改善すれば良いのかということ、1世代はコピーができるようにし、そのコピーの回数の制限を設けるということになりました。その回数をどのようにして決めるのかということでございますが、基本的には善意の利用者が家庭の中で普通にコンテンツを楽しむことを妨げない回数であるべきだという考え方でございます。それからもう一つの背景がございます。今、現行商品のルールを変えるわけですから、商品を取り巻く環境がどのような状況であるかということ、をきちんと把握した上で変えなければならないということです。今はビデオ機器といっても幅広く、携帯電話だとか、iPod類などのポータブルデバイスを活用して録画したコンテンツを楽しむことができます。この分野はかなりマーケットとしても現実になっていますので、そのような多様化したデバイスが個人所有になっていることを考慮すべきだろうということでございます。

そのようなことも考慮した上で、では、何回であれば適当かということの議論を進めてまいりました。委員の中から、実は回数に関しては、1人の視聴者が録画した放送番組を持つ個数は原則として1個、それ以上の権利はもちろん与えられていないという考え方を尊重すること、これはある意味でもっともな考え方でございます。複製する「権利」が与えられているのではなく、私的な録画、コピーの複製が許されている状況であるという認識でございます。

それから、幾つかの余裕が必要だろうというご意見もございました。余裕というのは、コピーワンスの場合は厳密なルールであったために、番組の前半をコピーしている途中で停電が起こった場合、前半と後半が2つのメディアに泣き別れ、泣き別れたものは一

生くっつけることはできないという状況が起こってしまい、とても使いにくいのではないかという議論が背景としてありました。そうした状況を想定した上で、多少の余裕を見て、それでも3つバックアップがあれば十分、3つぐらいあれば事故や誤りが多少起こったとしても、2回間違えれば3回目はうまくいくのではないかという考え方がありました。ただし、権利者の方からの意見としては、権利者が3回コピーを認めているというわけではありません。これが一番誤解を生むところなのですが、技術的な困難があるということであれば、3回ぐらいが許容範囲であるということであり、重ね重ね委員の方から出た意見は、3回のコピーを許してもいいということ、コピーを3個持つても良いというように誤解をされたくないということでございました。

1と3という数字が出てまいりましたので、それらを考慮した上で、先ほどのポータブルデバイスの話に立ち返ったときに、では、1人がポータブルデバイスをどのぐらいの個数を持っているのかということですが、何個持っているのかということはなかなか規定しにくいのですが、iPodと携帯電話を持っているとすると、家庭でDVDのようなメディアでとっておく機材も含め、3種類ぐらいは持っていると思像できます。それから、1人の視聴者が録画した放送番組を持つ個数は原則として1個、つまり1を尊重しているわけです。今後のことを考え、ポータブルデバイスが3種類ぐらいあるだろうというのが3でございます。

それで、家庭内でコピーしてもよいだろうという数は、家族を持たれている家庭の家族数は平均3.2人ぐらいですので、ここでの3が先ほど申し上げた委員会における委員からのご指摘の3の意味であろうと考えます。それでポータブルデバイス3種類は1個のコピーが形態を変えたものと考えることで、1掛ける3掛ける3で9となります。9回コピーするとハードディスクからコピーができる最後の1回が消えてしまうということです。最後の1回を消すとハードディスクにはオリジナルが1個、最初に録画したものが存在するので、それを1個足して10個ということになる。今後はこの10という数字に基づき機械は動く。10の意味は、3掛ける3掛ける1足す1ということで、この数字を私からご提案させていただきまして、反対はしないということで委員の皆さんに着地点と考えていただくことができました。

結論としましては、先ほど申し上げたCOGプラス回数制限につきまして、その回数制限の具体的な数値は10です。9個目までコピーができて、10個目をコピーすると元が消えてなくなるということでございます。私としましては10という数字を10回

コピーしていいという理解をされるのは真意ではございませんので、その意味では、先ほど申し上げた理由の中での1掛ける3掛ける3足す1で10ということで、本日も提言させていただくことを委員の皆様にご了解いただいたという経緯でございます。

続きまして、回数が決まり、次に決めなければならない問題としましては、この回数のカウント方式をどのようにするかということになります。このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、非常にシンプルな回数のカウントの仕方、つまり間違えてボタンを押してしまったのも1回とカウントするというので、技術的にこれまで生じてきた間違い等や、メディアの不良というところは改善できると思います。1回のカウントはできるだけシンプルなカウント、つまり1回動作をしたら1回と数えようという方法が回数のカウント方式の考え方でございます。

もう一つの問題は、今の受信機は三波共用といいまして、BS、CS、それから地上波が一緒になって、同じ方式を利用しております。ですが、これらは配信される番組の性格が違いますので、これからは方式が分かれていくでしょう。つまり、有料放送と無料地上デジタル放送との扱いを、現時点では、同じ信号と同じ方式を利用していますが、分けることができるかということを検討していただいた結果、分けることができるという意見でした。そこで、有料放送で現在または、それ以上にストリクト（厳密）なコピーコントロールをしようと思えばできる、ということを保証とした上で、新しい技術仕様をつくっていただくことになっております。この件につきましては、メーカーと放送事業者をメンバーとした技術検討ワーキンググループを設置していただきまして、回数が決まったときに、有料放送と無料放送の区別ができるか、そしてその回数を正確にコントロールできるかという課題を検討していただいた上で、できるという結論ができましたので、委員会にこの報告の内容を提案させていただきました。ですので、有料放送とほかの無料放送は技術的に区別する工夫が必要になりますが、それは可能という前提で、本日も報告させていただいております。

このような方向性を打ち出すにあたり、さまざまな懸念がありましたこともあわせてご報告させていただきます。当然のことながら、私的利用ではなく、違法にコンテンツを10回コピーするといことであればこの回数は多過ぎます。どのような場合でも10個コピーができると認識されたら、海賊行為、海賊版を作られるという懸念が生じます。複製に関しましては、後で申し上げますテレビ番組の2次利用をどうするかということが議論されていますが、映画は当然この2次利用から先をベースにビジネスモデルがで

きていますので、たくさんコピーを作られるということは、2次利用以降のマーケットそのものを阻害するのではないかという懸念がございます。また、違法コピーがたくさんできると、今度はタレントであるとか、そのような権利者に対するフィードバックの障害になるのではないかという懸念も当然ございました。

したがって、実はこの答申の中では、そのような指摘を踏まえ、私的な利用の範囲外ということが何であるかということも明記させていただきたいと考えております。つまり、今の3掛ける3掛ける1足す1というのは、あくまで善意の視聴者がさまざまなウィンドウを介してコンテンツを私的に楽しむことを前提としての提案であるという点。それから、当然、このコンテンツが記録されたメディアを無断で頒布したり販売したりすることは論外で、こうした行為の防止策は不可欠だという点。例えば、デジタルテレビは見ていただくとわかりますが、端のところに薄く抜けているロゴが表示されておりまして、デジタルテレビの番組を録画してDVD等にコピーし、流通して売ったとすると、このロゴが入っているので、違法なコピーであるとわかります。例えばそのロゴが入っている番組をYouTubeのようなところにアップロードしたときに、YouTube側にロゴが入っていたら受け取らないでほしいと依頼することができるわけです。

そのような違法コピーを防止する技術に限定されない方法も、いろいろな形がありえると思いますし、社会全体で違法コピーを防止する体制をつくっていくことが必要になります。無料頒布や販売、違法コピーをとめるためには、行政、消費者、放送事業者、関係者、全員が力を合わせて周知していきましょうということもあわせて議論されました。委員の中には消費者団体の方もいらっしゃいましたので、そのようなお立場の方々にもご協力していただけるというご発言をいただきました。このような経緯を踏まえまして、知財に対するリスペクト（尊敬）ということを、中間答申では、周知の方法や関連の方法論への期待、その必要性とあわせて記載させていただきたいと考えております。

それからもう一つ、確認しておきたいことがございます。コピーワンスは非常に使いにくくて難しいから変えようということで議論してきたのですが、今回ご提案させていただいた内容を実現した技術はまだできておりません。そのため、提案内容を実装してみたところ、実は日本中が海賊版大国になってしまったとか、改善したつもりが実は新しい機器でも使いにくかったとか、そのような事態が本当に起こらないだろうかという懸念はございます。

このような懸念に対する回答は2つありまして、デジタルテクノロジーというのは、

人と社会がメトリックであるというところがあります。実際に人と社会にどのように受け入れるのかということを見極めた上で、また潔く新しい方法に進んでいくことが場合によっては必要なこともございます。その改善が比較的しやすいのがデジタルテクノロジーでもあるわけです。そのためには、人と社会が受け入れたことの評価をきちんとすることが必要になってきますし、2011年までの短い期間でございますけれども、メーカーの方もまた新しい機械の開発をする、それと放送局の方も送信の区別をするために技術改革をして進めていただく等々、皆様の大変な努力が必要となっております。

この委員会はおかげさまで、すべてのステークホルダーの方にストレートな議論を公開の場でしていただくという前提で進めてまいりましたので、このようなどても難しい結論を出すことができました。ですので、今回決めたことに対して、何かの問題があれば、また委員会で議論することができるということが担保になりまして、今回の提案に落ち着かせることができたという背景がございます。その意味では、恒久的なルールというものではなくて、デジタル時代に合った、暫定性を持った提案であるということをご理解いただきつつ、ご提案させていただきます。以上が、いわゆるコピーワンスの問題です。

1-7から後ろはコンテンツ取引市場に関することございまして、前回ご報告しましたとおり、1-7に書かれている選択肢まで議論を整理しまして、それぞれについて検討してまいりました。このテーマでの議論に当たりましては、総務省で開催されているコンテンツ取引市場の形成に関する検討会の議論を参考にしておりまして、その検討の概要の説明を受けた上で、委員の方に意見交換をしていただきました。

基本的にはコンテンツの2次利用を促進して取引を活性化させるということございまして、放送事業者におきましては、経営の基本方針の中で触れていただいているところが多いですし、権利者の立場からいうと、適正な対価を前提に積極的に許諾を行っていくことが基本的な姿勢であるという認識をしていただいています。その意味では認識は一致しているということだと思います。そして、その許諾権を前提とした上で、新たなルールづくりにどう取り組むかということが重要でございます。これが許諾の手続き課題でございます。

もう一つは、IPマルチキャスト放送でございます。IPマルチキャスト放送は、当委員会で自主放送に関するルールについての議論をしております。つまり、IPを伝送として使用したいろいろな放送サービスなどが出てきたときに、自主放送の著作権法上

の取り扱いについては、さまざまな場で議論されていますが、今回はIPマルチキャスト放送事業者、通信事業者、実演家等の権利者団体が協力して自主放送に関するルールについて議論を進めていこうということでございます。先ほど申し上げましたような、それぞれのステークホルダーが同じテーブルでオープンに議論してまいりました。

それから、新しいビジネス領域でございますので、その対価が適正に配分されるビジネスモデルができるべきであり、それを念頭に置いた試行錯誤、実証実験が重要だと認識されています。1－9ページをご覧くださいますと、権利や窓口に関する情報の集約や公開に関することが書かれておりまして、さきの情報通信政策部会において当委員会でも検討することとされたテーマですので、検討に着手してまいります。

それから、1－9から1－10にわたりまして、「放送コンテンツの制作主体の多様化」という表現がございます。多様化、2次利用ということで、いろいろな視聴機会の拡大を進める中では、放送事業者はもちろんですが、さまざまな製作者が放送コンテンツの制作に取り組むことができる環境の整備が大変重要になってきます。その点に関しましては委員会の認識は一致していると考えております。既に放送事業者の方で、さまざまな工夫をされているとの報告もされておりますし、既存の番組制作の公募スキームを工夫して、マルチユースを前提に制作する番組製作者へのインセンティブをつくり出すような実証実験ができないかということを提言しております。

こうした取引市場を形成して活性化する取り組みというのは、かなり具体的な方法論が試されるべきだという前提に立ち、基本的には民主導で行われるべきこととございます。ですので、民主導、官サポートとして、官には民主導の取り組みをウォッチしていただき、対応策の検討が必要であるという指摘もございました。ただし、10年間5兆円というのは政府の目標とございまして、それに向けていかにスムーズに推移するかというところが課題であります。

以上、いわゆるコピーワンスの件、取引市場の件という2つのテーマに対してのご報告をいたしました。いずれも関係者の意見に距離や方向性の違いは大いにあるのですが、それぞれのお立場の方々に検討委員会の場にご参加、ご協力いただき、大変熱心な議論をしていただきましたので、ようやく今申し上げた地点までたどり着くことができました。大変難しい議論、難しいというのは議論の内容が難しいということもございまして、合意をすることが難しいというところもあったと思いますけれども、それぞれの方に熱心に参加していただきまして、特に終結に向けた段階での皆さんの根性といたしますか、

ご協力には大変深く私は感謝しておりますので、改めてこの場でご報告させていただいて、全体のご報告とさせていただきたいと思います。以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。お聞きしております、ガラスの積み木で壮麗なお城をつくって、やっとそのお城ができたという感じを受けました。ちょっと時間がオーバーしております申しわけございませんが、今のご報告につきましてご意見、ご質問がございましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○土井委員　1点だけ。今、村井臨時委員からご指摘があったように、ほんとうに平場でああやって話すことができたのは大変よかったと思っております。そういう意味では、それを取りまとめたいただいた村井臨時委員には大変なご努力をいただいたという意味で大変感謝しております。

そういう意味では、せっかく公開のところで議論し合うことができてきたので、先ほどの委員会のときにも高橋委員からご指摘がありましたけれども、取引市場の形成に関しても、ぜひ皆さんがどう思っているかというところを忌憚なく語るというのを公開の場でできればと思います。著作権の扱いについては、この情報政策部会でも、この前審議した海外向け放送のところでも、著作権のクリアランスが問題になる、そういう仕組みが必要だというお話もありましたし、それとも絡んでいますので、どういう仕組みをつくっていったらいいかというところにも取引が非常に絡んでいますので、ぜひそういうこともあわせながら議論できればと思っております。以上です。

○村上部会長　ありがとうございます。

○大山委員　今のコピーワンスの話等については全くそのとおりでいいんですが、前から思っていて気になっているんですけど、これは機器の買い直しになるんですか。また、幾つかやり直しを含めてより前進しようというときに、そのたびにどうするんですかというのがいま一つはっきりしない。地上デジタルのテレビを含めて、最近のデジタルの受像機はかなり高機能になっていて、いろんな意味でいいんですけど、ここは総務省の審議会なのでこういう話になるのは当たり前なんですが、一方では年金の問題とかいろんなことが出ていて、部会長もご存じのとおり電子署名の問題とかいろいろ言っているのに、どうしてあのテレビについているカードで署名ができるようになっていないのと。みんなすぐに持つのはわかっているのに、地上デジタルテレビを見るとB-CASカードが入っている。何であそこで署名ぐらいできて、必要な情報が見られるようにならないんだと。そういうところは全省庁挙げてという議論をしても、ここでやっているのは

やっぱり放送だけの話なんだよね。放送をやるのは当たり前なんだけど、ここだけ見ていてもしようがないんじゃないんですかというか、もう少し進めてほしい。

これは言い方を変えると、もっと平たく言うところのことなんです。今までCopy One Generationの機器を買った人が買い直せと言われたときに、その理由が説明できますか。何で今のやつが——今度のは消費者にとってはきっといいですよ、多分、10回という話でも。うちも失敗したことがあるので、消えたときの悔しさとか、ハードディスクが飛ぶ悔しさとかはよくわかるんですけど、それはそうとしても、今度のやつが出たら買って、10回できるようになります、今までの1回ですからこっちのほうがいいでしょう、だから買ってくださいというのは、何かやっぱりだまされたような気がするんです。それだけじゃない、もっとポジティブな、もっと積極的に新しい機能みたいなのをくっつけていくということを考えてもいい時期なんじゃないか。

さんざん社会問題化していろいろ言われている話と、せっかくこういう政府のやる話にしても、それこそほんとうにほかの省庁との連携というのはやっていただきたい。そうすると評価も楽になりますよね。と私は部会長と一緒に悩んでいて思うんですけど。

○村上部会長　これについてご意見はありますか。

○村井臨時委員　おっしゃるようなことが進むといいなと思います。

少し話が逸れますが、技術的には大山先生もご存じのように、B-CASカードをどう検討していくかということは業界の方も考えていらっしゃるので、この委員会でもそれに関連したテーマを議論していくことになるのではないかと思います。

○大山委員　あそこまでやっているんだから、何で署名の1つもできないの、何でコンフィデンシャルなメールをとれないのということだと思うんです。

○村井臨時委員　技術的には全くおっしゃるとおりだと思います。

○村上部会長　考えていきたいと思います。

○土井委員　1点だけ。コピーワンスが変わるからといって受像機も買いかえる必要はないというところは、誤解がないような広報もやはりお願いしたいと思います。

○村井臨時委員　そうですね。今回、広報はとても大事です。おっしゃるように、今までの受信機が使えなくなるわけではありませんので。

○土井委員　ええ。だからテレビは、チューナーだけのものは使えますので。

○大山委員　それはわかっているんですけど、ハードディスクつきのやつはどうなるんですか。

○土井委員　だから、そういう意味ではハードディスクつきのは対応できないというのは事実ですけども、すべてができなくなると誤解されるというのは問題だと思います。

○村井臨時委員　今までどおり全部使えるのですから、今までの機械はやはり変わらないということですね。

○土井委員　だから、そういう意味では使えなくなるわけではないので。

○関根委員　買いかえる必要はないし、使えるけれど、でも10回はコピーできないということですよ。

○大山委員　できないと。そういうことなんですか。

○土井委員　ええ。だから10回というのには、まだこれからメーカー側もつくりなれないといけないので。

○大山委員　ぜひそのときに高機能化してほしい。そこを支援していただく方法はないですか。

○村上部会長　よろしいでしょうか。

堅固なガラスの城郭ができあがったようでございますが、まだこれを文章にさせていただくというプロセスがございます。本日のご意見も踏まえていただきまして、もうひと頑張りよろしくお願ひしたいと思います。

取りまとめいただいたものを再度、これは直前になりますが、当部会にご報告いただきまして議論したいと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

以上で本日の審議は終了でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。事務局はよろしいでしょうか。

閉　　会

○村上部会長　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の日程につきましては、別途確定になり次第事務局からご連絡差し上げますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。